

2024年1月

調停に関するシンガポール条約への日本の批准

弁護士 土門 駿介 / 弁護士 矢野 雅裕 / 外国弁護士 レオン ライアン / 弁護士 牧野 達彦

Contents

- I. はじめに
- II. 国際調停と和解合意上の権利の実現について
- III. 本条約及び実施法について
- IV. 実務上の留意点(「オプトイン留保」について)
- V. 結語

I. はじめに

2023年10月1日、日本は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約(以下、「**本条約**」といいます。)(「調停に関するシンガポール条約」という呼び名が推奨されています。)への加入書を寄託する手続を行いました。日本は、本条約を締約した12番目の国であり、現在までの締約国の中では最大の経済規模を有します。この条約が日本について効力を生じるのは2024年4月1日を予定しています。

このような日本の動向を受け、本ニュースレターでは、本条約及び本条約の実施に関する国内法である「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」(以下、「**実施法**」といいます。)の概要について説明いたします。

II. 国際調停と和解合意上の権利の実現について

国際調停手続において、紛争当事者は調停人の関与のもとで和解に向けた協議を行い、当事者が合意できる和解内容を検討することになります。そして、調停手続の結果、当事者間の和解合意が成立した場合、その内容を書面に記録すること(すなわち、和解合意書を締結すること)が一般的です。

このような国際調停手続を利用することのメリットとしては、紛争の早期解決を実現し得る他、当事者によって合意された和解によって紛争の解決が図られるため、当事者がその和解合意を自発的に遵守する可能性が高いといったことなどが挙げられます。もっとも、当事者の一方が、後日、和解内容に不満を持つなどし、和解合意上の義務の履行を拒む可能性を完全に排除することはできません。

一方当事者が和解合意上の義務の履行を拒む場合、他方当事者(以下、「請求当事者」といいます。)は、相手方に対し、訴訟や仲裁といった法的手続を新たに申立て、和解合意上の権利を強制的に実現する必要が生じることになります。特に、相手方が請求当事者と異なる国に所在するときには、請求当事者は、最終的には外国における強制執行等を検討する必要が生じ、少なくとも国内における強制執行と比べて費用や時間を要することが一般的です(なお、実務的には強制執行が必要となる事態が生じることを可及的に避けられるよう、和解合意の設計において工夫を行うことが通常です。)

III. 本条約及び実施法について

本条約は、上記の問題意識を背景に、国際的な商事紛争を対象として、国際調停による和解合意の執行に関する国際的な共通枠組みの実現を目指すものです。同条約の締約国は、同条約で認められた一部の例外的な場合を除き、同条約の条件の下、国際的な和解合意を自国内で執行する義務を負います(本条約 3 条 1 項)。

また、このような本条約の定めを受けて制定された実施法の下において、国際的な和解合意(国際和解合意)を日本において執行しようとする当事者は、裁判所に執行決定(国際和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定)を求めることになります(実施法 5 条 1 項)。適式な執行決定申立てを受けた場合、裁判所は、同法に限定列挙される執行拒絶事由が認められる場合に限り申立てを却下することができ、それ以外の場合は執行決定をしなければならないとされています(同条 11 項、12 項)。

本条約の締約及び実施法の制定により、国際的な和解合意を日本国内で執行することが従前に比べて容易になることが想定されます。

IV. 実務上の留意点(「オプトイン留保」について)

日本における本条約の締約及び実施法の適用に関し留意が必要な点として、日本が本条約の締約に際し「オプトイン」留保を行い、実施法も当該留保を前提とした規定となっていることが挙げられます。

すなわち、日本における執行に関し、同条約及び実施法は、国際和解合意の当事者が、同条約又は実施法に基づき民事執行をすることができる旨の合意をした場合にのみ適用されます(実施法 3 条参照)。これに対し、シンガポールを含む現時点での締約国の多くは、「オプトイン」留保を行っておらず、「オプトアウト」モデル(すなわち、当事者が同条約の適用を拒絶する別段の合意をした場合に限り、同条約の適用が排除される方式)を採用しています。そのため、国際的な和解合意を締結する、あるいは、そもそも国際調停を実施するにあたっては、①取引の相手方の国籍国及び②相手方の財産の所在地等、将来において強制執行を実施する可能性のある国(以下、総称して「相手方国」といいます。))が、本条約の締約国であるのか、また、同国が「オプトイン」留保を行っているのか、事前に調査しておくことが必要となります。

今後、日本企業としては、当該事案において想定される国際的な和解合意が本条約の適用範囲に含まれるか、適用範囲に含まれる場合は相手方国が本条約の締約国であるかなどを踏まえて、自社として「オプトイ

ン」の合意をするべきか否かを検討することが必要となります。

例えば、①仮に相手方が締約国ではない場合において、日本企業が「オプトイン」の合意をする場合、日本企業は、相手方国において同条約に基づく和解合意の執行を行えない(すなわち、別途訴訟や仲裁を申立てる必要が生じる)のに対して、相手方は、日本において同条約及び実施法に基づいて和解合意の執行を求めることができるという、非対称な状況となります。反対に、②相手方が本条約の締約国である場合には、日本企業が「オプトイン」の合意を行わないとすると、日本企業のみが本条約に基づく和解合意の執行が可能となり、相手方は日本において本条約に基づく執行を行うことはできないことになり、相手方は当該日本企業に対し「オプトイン」の合意をするよう求めることが予想されます。

V. 結語

本稿執筆時点において、本条約は、その締約国が未だ 12 カ国(日本を含む。)に留まり、いまだ発展途上にあるといえます。他方、国際的な紛争解決の仕組みである国際仲裁については費用や時間がかかりすぎるとの批判も見られるところであり、近年、国際調停を含めた ADR の活用に注目が集まっています。

このような国際的動向を受け、今後、より多くの国が本条約の利点を認識し、締約に向けた動きが進むことになれば、より多くの和解合意について同条約が利用されることが見込まれます。そのような観点から、本条約に関する動向や実施法の運用は、日本企業にとって、今後も注視すべき事項の一つであると考えられます。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 土門 駿介 (shunsuke.domon@amt-law.com)
弁護士 矢野 雅裕 (masahiro.yano@amt-law.com)
外国弁護士 レオン ライアン (leon.ryan@amt-law.com)
弁護士 牧野 達彦 (tatsuhiko.makino@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com